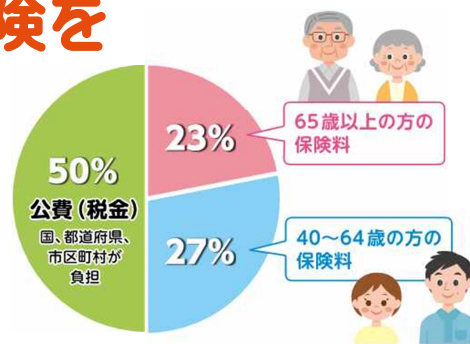


社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。
介護保険料はきちんと納めましょう。



●65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、広域連合関係町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

$$\text{広域連合関係町村に必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%} \div \text{広域連合関係町村に住む65歳以上の方の人数}$$

＝ 後志広域連合の令和6～8年度の介護保険料の基準額 71,724円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額) ^{※4}
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.285	20,400 円 ^{※3}
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が	82.65万円以下の方	基準額 × 0.485
第3段階		82.65万円超 120万円以下の方	基準額 × 0.685
第4段階		120万円超の方	基準額 × 0.90
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が	82.65万円以下の方	基準額 × 1.00
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額 ^{※2} が	82.65万円超の方	基準額 × 1.20
第7段階		120万円未満の方	基準額 × 1.30
第8段階		120万円以上 210万円未満の方	基準額 × 1.50
第9段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額 × 1.70
第10段階		320万円以上 420万円未満の方	基準額 × 1.90
第11段階		420万円以上 520万円未満の方	基準額 × 2.10
第12段階		520万円以上 620万円未満の方	基準額 × 2.30
第13段階		620万円以上 720万円未満の方	基準額 × 2.40
		720万円以上の方	基準額 × 2.40

あなたの介護保険料は？

